

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ウシオ財団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員等に対しては、評議員会または理事会への出席等、必要の都度報酬を支払うことができる。
- 3 監事には、監査に関わる職務遂行の対価として、報酬を支払うことができる。
- 4 役員等には、賞与は支給しない。
- 5 役員等の退職にあたっては、退職手当は支給しない。
- 6 役員等は、報酬等を辞退することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の報酬」の通りとし、各々の理事の報酬は、理事会の決議をもって決定する。

- 2 この法人の評議員には、別表2「非常勤役員等の報酬」の通り報酬等として支給することができる。
- 3 この法人の非常勤の理事及び監事には、別表2「非常勤役員等の報酬」の通り報酬等として支給することができる。

- 4 監事が職務の執行として会計監査ならびに業務監査等を実施した場合は別表2「非常勤役員等の報酬」の通り報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 役員等の報酬等は、通貨をもって本人へ直接支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 常勤役員等の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。ただし、報酬の支給日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給する。
- 4 非常勤役員及び評議員等の報酬等は、当該月分の報酬額をまとめて支給する。

(通勤費)

第6条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払うことができる。通勤費の計算期間は当月1日より当月末日までとし、翌月報酬支給日に支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表1：「常勤役員の報酬」

職位	個別報酬額	年間報酬総額
常務理事	月額50万円の範囲内	600万円の範囲内

別表2：「非常勤役員等の報酬」

職位	理事会・評議員会の出席等・ 監査業務の都度	年間報酬総額
理事	日額 2万円	150万円の範囲内
評議員	日額 2万円	定款14条の定め通り
監事	日額 2万円	—

注1) 理事会・評議員会の出席には、リモートでの出席ならびに決議の省略の方法による場合を含む

注2) 日額は、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除後の支給額とする

附 則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。  
(平成22年9月30日理事会・評議員会決議)
2. この規程の改定は、令和3年6月21日から施行する。  
(令和 3年6月21日評議員会決議)
3. この規程の改定は、令和4年11月1日から施行する。  
(令和 4年10月25日評議員会決議)